

自由刑の在り方（検討課題等）

自由刑の在り方（検討課題等）

考えられる制度の概要

- 懲役刑及び禁錮刑を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」という。）を創設する。
- 新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

【検討課題】

1 新自由刑の内容

- 矯正に必要な処遇の内容
 - ・ 作業及び各種指導を義務付ける必要性
 - ・ 義務の履行を担保する方策として、懲罰を科す不良措置によらずに、良好措置的な制度のみで足りるか
- 刑罰の目的との関係をどのように考えるか
- 拘禁に加えて、矯正に必要な処遇を刑の内容と考えるべきか（義務付けを正当化する根拠は何か）
- 矯正に必要な処遇を義務付ける根拠規定をどの法律に置くか
 - ・ 刑法か、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律か

2 新自由刑の下における法定刑等の在り方

- 新自由刑と懲役刑及び禁錮刑との軽重
- 現行法において懲役刑・禁錮刑が定められている罪の法定刑をどのように定めるか
 - ・ 懲役刑のみが定められている罪
 - ・ 懲役刑及び禁錮刑が選択的に定められている罪
 - ・ 禁錮刑のみが定められている罪
- 刑法総則の規定について
 - ・ 有期の新自由刑の上限・下限及び加重・減軽の限度

3 その他

- 新自由刑の導入前（施行前）にした行為についての新自由刑の言渡し・処遇の時的限界
 - ・ 導入前（施行前）にした行為について新自由刑を言い渡すことの可否
 - ・ 導入前（施行前）に確定した判決による懲役・禁錮受刑者の処遇